

(別記2-3)

## 発達障害者支援体制整備事業実施要領

### 1 目的

発達障害児者について乳幼児期から高齢期における各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化等を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

都道府県及び指定都市

### 3 事業内容

住民及び関係者等の発達障害に対する理解を深めること等を通じて、地域でのネットワーク構築による支援体制の整備を図るため、次に掲げる事業（地域支援体制サポート）を実施する。

(1) 発達障害者地域支援マネジャーによる関係機関への連絡、調整、助言等

#### ア 発達障害者地域支援マネジャーの配置等

発達障害者支援センター又は管内において事業を行っている社会福祉法人等に委託することにより、「発達障害者地域支援マネジャー」（以下この実施要領において「マネジャー」という。）を配置して、市町村、事業所、医療機関等が発達障害児者の特性に沿った対応ができるよう、連絡、調整、助言等を総合的に行わせることにより、地域支援機能の強化を図る。

また、管内で活動するマネジャーで構成する「地域支援体制マネジメントチーム」を組織して連携を強化するなど、一貫性・一体性を持った支援体制の整備を図る。

#### イ マネジャーの業務

マネジャーは、以下の業務を行うものとする。

##### (ア) 市町村等支援

マネジャーは、アセスメントツールの導入や個別支援ファイルの活用・普及その他市町村等の支援体制の整備に必要な助言等を行う。

##### (イ) 事業所等支援

マネジャーは、事業所等が困難ケースを含めた支援を的確に実施できるように助言等を行う。

##### (ウ) 医療機関との連携

マネジャーは、管内の医療機関と緊密な連携を図り、発達障害の専門的な診断が行える医療機関の情報、行動障害等に係る入院治療が行える医療機関の情報、その他身近な地域での発達障害に関する適切な医療が提供できる医療機関の情報を収集・集約するとともに、必要に応じて関係機関に当該情報を共有する。一方で、医療機関に対しても、地域の福祉、教育、労働等の支援に関する情報を提供する。また、発達障害児者に対して適切な医療が提供できる医療機関の開拓を行う。

#### ウ マネジャーとなる者

マネジャーとなる者は、発達障害児者の支援に相当の経験及び知識を有している社会福祉士等、又は、それと同等と都道府県等が認める者であって、関係機関

の連携に必要な連絡、調整、助言等を総合的に行うことができる者とする。

また、発達障害児者支援の知識・技術等に関し、自己研鑽に努めるものとする。

(2) 住民の理解の促進

発達障害に関して、住民の理解を促進するため、小冊子の作成・配布、セミナー等を開催する。

なお、地域生活支援事業実施要綱3の(1)の(ア)の「理解促進研修・啓発事業」及び(イ)の「自発的活動支援事業」との連携を図るなど発達障害児者の理解の促進を行うこと。

(3) 市町村等、関係機関を対象に、発達障害児者の支援の尺度となるアセスメントツールの導入を促進するための研修を実施する。

(4) 個別支援ファイル等の情報

医療、保健、福祉、教育、労働等の分野間の連携及びライフステージを通じた切れ目のない適切な支援が行われるよう、市町村等へ個別支援ファイル等の活用を促す。

(5) 集中的支援の実施のための体制整備

ア 概要

障害福祉サービス事業所等における集中的支援の実施に当たり、管内において、イの広域的支援人材の役割を担う者を登録した名簿の作成や、派遣調整を行う。

イ 広域的支援人材となる者

広域的支援人材となる者は、のぞみの園において実施する広域的支援人材養成研修修了者であって、集中的支援において指導助言ができる能力を有するものとする。

また、強度行動障害支援の知識・技術等に関し、支援者ネットワークへの参画等の自己研鑽に努めるものとする。

ウ 広域的支援人材の業務

広域的支援人材は、集中的支援として、強度行動障害を有する者が利用する事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた管外からの指導助言も含む。）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を当該事業所等の従業者とともにを行う。

また、集中的支援の実施後は、その概要を都道府県、指定都市に報告する。

エ 留意事項

集中的支援の実施に当たり広域的支援人材の派遣に係る費用は、障害福祉サービス等報酬において評価されることとなるため、本事業の補助対象とはならない。

また、当分の間は、マネジャーのうち強度行動障害の支援に関する知見がある者や強度行動障害支援者養成研修（中核的人材）の講師など、集中的支援において指導助言ができる能力を有するものとして都道府県等が認める者についても、広域的支援人材とみなすものとする。

(6) 強度行動障害支援者のネットワーク構築

中核的人材を含む強度行動障害を有する者に対する支援人材が地域で連携した支援の実施や、支援者同士での意見交換や情報共有、人材育成を行うための研修や事例検討会等を進めるためのネットワークを構築する。